

交通政策調査特別委員会 令和5年6月22日
都市基盤整備部 陳情5第48号
所管 都市基盤管理課

陳情5第48号 自転車用ヘルメット購入助成を求める陳情

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者の自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

ヘルメットの着用が努力義務化された一方で、東京都全体のヘルメット着用率は低いままです。

また平成30年から令和4年までの東京都内における自転車死亡事故のうち、約7割が頭部に致命傷を負っていることが分かっている。

こうした統計から、区では区民のヘルメット着用促進を図り、自転車重大事故を軽減させるため関係機関と連携しながら啓発活動を行っている。

全区民を対象にヘルメット購入助成を実施している特別区（R5.5.1 現在）			
区	対象者	期間	助成金額
目黒区	区内在住	R5.4.1～R6.3.31	2,000円
足立区	区内在住	R5.3.10～R8.3.31	2,000円
江東区	区内在住	R5.4.3～R6.3.31	2,000円
荒川区	区内在住	R5.5.1～R8.3.31	2,000円

道路交通法（抜粋）
（自転車の運転者等の遵守事項）
第六十三条の十一 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。